

吉和小・中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、いじめ防止等の基本的な方向性を示す廿日市市いじめ防止基本方針をもとに、本校でのいじめ防止基本方針を定め、市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等が連携を深め、児童生徒の健全育成に取り組んでいくものとする。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義及び態様

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）
第22条に基づき、「廿日市市いじめ防止基本方針」定義。

いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるといえるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で対応する。

(2) いじめの構造

いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によってなりたつのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑制する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

文部科学省 生徒指導提要（平成22年3月）より

(3) いじめの構造を踏まえた指導上の留意点

いじめの構造に基づいて、心身の苦痛を感じている児童生徒の立場に立って考えること、加害者への指導はもちろん、観衆や傍観者への指導、仲裁者を育てる指導が重要であることを踏まえ、児童生徒全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、学級集団等において「いじめを許さない」「なくしていこう」とする雰囲気を醸成する。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である。」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」児童生徒を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、児童生徒が相談したいという信頼関係を築いていくことが必要である。

また、普段から個々の教職員が情報収集を行うことに加えて、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うことにより、児童生徒の状況を把握・共有する。児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確かつ組織的に対応することが必要である。

(3) いじめの対処

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一段となって対応する。そこで、「いじめ防止対策委員会」に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童生徒を絶対に守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

(4) 学校・家庭・地域等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健全な成長を促すために、市・教育委員会・学校・地域・家庭・関係機関等がより一層連携・協力し、大人たちが児童生徒を見守るサポート体制を構築する。

4 取組

- (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置・機能化
「いじめ防止対策委員会」を」設置（法第22条）し，教職員がチームで対応し多面的にアセスメントできるよう整備する。
- (2) 教育相談体制及び組織的に取組を行うための生徒指導体制の整備
- (3) 年間活動計画の作成（別紙）
- (4) アンケート調査の効果的な実施及び活用
児童生徒が書きやすい工夫や，過去に遡って指導に生かすことができるよう，アンケート調査を効果的に実施し活用する。
- (5) 児童生徒及び保護者への啓発・広報
いじめ防止等に関する教育活動や児童生徒の主体的な活動やその他の取組について，児童生徒及び保護者への啓発・広報を行う。
- (6) いじめの防止などに関する相談窓口について，児童生徒・保護者などに周知する。
- (7) いじめを認知した場合は，いじめについての「指導の進め方と留意点等ーいじめへの対応は迅速かつ丁寧にー」をもとに，組織的に対応する。
- (8) 「吉和小・中学校いじめ基本方針」は，取組の効果の検証を年1回行う。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義（法第28条）

| |
|--|
| <p>重大事態</p> <p>○いじめにより児童生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）</p> <p>○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校と定義をふまえ年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手する。）</p> |
|--|

*児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。

- (2) 重大事態への対処

学校で重大事態が発生した場合には，いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守る立場に立って事態に対処するとともに，事実関係を明確にし，同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。

調査を実施するに当たっては，調査の内容についていじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置をする。

（法第28条第2項）

〈重大事態が発生した場合〉

- ① 教育委員会を通じて市長に報告する。 （法第30条第1項）

②「いじめ防止対策委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聞き取り調査、アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
(法第28条第1項)